

## 届出に関する Q&A

Q1：届出制度の目的とは。

A：届出制度は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

Q2：届出制度の開始日はいつからですか。

A：立地適正化計画を公表した日（平成31年3月29日（金）予定）から届出が必要となります。

Q3：届出する期日はいつまでですか。

A：工事着手予定日の30日前までです。（例：工事着手予定日が平成31年6月1日の場合、届出は30日前の平成31年5月2日までとなります。）

Q4：着手する日の30日前までに届出が必要となっていますが、平成31年4月中に工事に着手する場合、計画公表前ですが届出が必要ですか。

A：計画公表後、速やかに届出をお願いします。

Q5：各誘導区域及び誘導施設はどこで確認できますか。

A：市のホームページまたは都市計画課の窓口でご確認できます。なお、区域の詳細については、都市計画課の窓口でご確認できます。

Q6：届出書や必要書類等はどこで入手できますか。

A：市のホームページからダウンロードができます。また、都市計画課の窓口でもお渡ししています。

Q7：立地適正化計画区域（都市計画区域）外の金木・市浦地区については、届出は必要ですか。

A：届出の必要はありません。

Q8：届出の対象区域と対象外区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか。

A：敷地の一部でも届出対象区域になっている場合は、届出の対象となります。

Q9：複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は届出の対象となりますか。

A：一部でも誘導施設を有する場合は、届出の対象となります。

Q10：届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、罰則はありますか。

A：都市再生特別措置法に基づく罰則が適用される場合があります。

Q11：誘導施設に係る休廃止の届出制度については、罰則があるのでしょうか？

A：本制度は、市町村が都市機能誘導区域内に存する誘導施設の休廃止の動きを事前に把握することにより、撤退前に、他の事業者の誘致を始める等の取組ができるようにしようとするものであるため、これに違反した場合の罰則は設けられておりません。

Q12：届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。

A：変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。

Q13：開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか。

A：法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に市が把握するためのものですので、誘導的手法と規制的手法が効果的に併用されるように、原則として届出が開発許可申請や確認申請等に先行してなされることが望ましいです。

Q14：都市機能誘導区域外には、医療施設や行政施設等の「誘導施設」は立地できなくなりますか。

A：都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外への誘導施設を立地する場合は、事前届出の対象となりますが、規制が生じるものではありません。